平成２１年（フ）第２７６号
佐賀県佐賀市末広２丁目13番29号
債務者　松尾　俊英
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　恵巳
4　破産債権の届出期間　平成22年１月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月11日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第５４８号
函館市時任町５番11―203号
債務者　吉田　一子
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第１７６号
静岡県富士市厚原336番地の１
債務者　太田大明こと　蒋　　大明
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月24日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第２７５２号
横浜市中区根岸旭台35番地　横濱山手デュープレックスリズ　サウスヒル605
債務者　エム　テヘラニこと　セツデイ　テヘラニ　メヘダッド
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３４号
山口県周南市大字久米204番地の12
債務者　内山　和彦
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午前11時
山口地方裁判所周南支部

破産手続開始及び破産手続廃止の取消決定確定

平成２１年（フ）第２３８２号
横浜市鶴見区尻手２丁目３番26号
破産者　山下　　実
1　主文　平成21年10月５日にした破産手続開始決定及び破産手続廃止決定はいずれも取り消す。
2　決定確定日　平成21年11月18日
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成１９年（フ）第４号
盛岡市山王町７番29号
破産者　興和住宅株式会社
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２０年（フ）第３０６号
埼玉県深谷市東方2732番地４
破産者　株式会社柴崎工務店
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２０年（フ）第７２４２号
大阪府寝屋川市秦町13番２号
破産者　株式会社小島木材ハウジング
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１１４０号
大阪府寝屋川市秦町28番２号
破産者　ヒント金属株式会社
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２０２７号
大阪市中央区東心斎橋１丁目３番10号長堀堂ビル804号
破産者　株式会社ヘブンコーポレーション
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９４号
鳥取県東伯郡北栄町西園1118番地
破産者　有限会社丸大
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２０年（フ）第７８２号
岡山市北区鹿田本町７番24号
破産者　株式会社島村商会
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５０４号
北九州市小倉北区紺屋町13番１号
破産者　ヤマナミ商事株式会社
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１６１号
神奈川県横須賀市森崎１丁目15番17号
破産者　株式会社カワムラタイヤ
1　決定年月日　平成21年11月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２０年（フ）第６３８号
静岡県沼津市大諏訪733番地の２
破産者　株式会社協立製作所
1　決定年月日　平成21年11月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成１９年（フ）第１９０号
最後の住所松江市寺町205番地13　サヴァンパレス901
破産者　被相続人亡福間善一郎の相続財産
1　決定年月日　平成21年11月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成１９年（フ）第２８６号
宮崎県都城市菓子野町10086番地７
破産者　内村　邦夫
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部